

衆議院 法務委員会 議 録 第 四 号

令和二年三月十三日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 松島みどり君

理事 伊藤 忠彦君

理事 鬼木 誠君

理事 葉梨 康弘君

理事 山尾志桜里君

理事 井出 庸生君

理事 奥野 信亮君

理事 神田 裕君

理事 国光あやの君

理事 出畑 実君

理事 藤井比早之君

理事 宮崎 政久君

理事 山下 貴司君

理事 和田 義明君

理事 川内 博史君

理事 日吉 雄太君

理事 松平 浩一君

理事 竹内 譲君

理事 串田 誠一君

越智 隆雄君

田所 嘉徳君

稲富 修二君

濱地 雅一君

井野 俊郎君

門山 宏哲君

黄川田仁志君

小林 茂樹君

中曾根康隆君

古川 康君

宮路 拓馬君

吉川 越君

落合 貴之君

高木錬太郎君

松田 功君

山川百合子君

藤野 保史君

森 まさこ君

宮下 一郎君

義家 弘介君

宮崎 政久君

堀田 眞哉君

木村 陽一君

佐々木雅之君

渡邊 清君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 小柳 誠二君

政府参考人 (法務省刑事局長) 川原 隆司君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 吉水 和生君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 藤井 宏治君

法務委員会専門員 藤井 宏治君

委員の異動 三月十三日

辞任 古川 康君

辞任 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

同日 宮路 拓馬君

同日 川内 博史君

同日 落合 貴之君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件(検察官の勤務延長等)

○松島委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件、特に検察官の勤務延長等について調査を進めます。

この際、森まさこ法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森法務大臣。

○森国務大臣 このたびの私の一連の言動により国会の御審議に大変なる御迷惑をおかけしたことを、心よりおわびを申し上げます。

まず、三月九日の参議院予算委員会における答

弁は、私の個人的見解を述べたものでしたが、檢察を所管する法務大臣として、檢察の活動について個人的な評価を述べたことは不適切でありました。法務大臣としては、これまで法務省が認定した事実を確認すべきであったと考えます。改めて、三月九日の答弁を撤回させていただきます。

また、三月十一日の衆議院法務委員会での山尾委員からこの答弁を示されて、事実ですかと御質問がなされた際に、私が事実ですと答弁したのは、参議院予算委員会でのこの答弁をしたということが事実であると申し上げたのですが、誤解を招きかねない表現であったと思います。おわびを申し上げます。

そして、三月十一日の参議院予算委員会の質疑中、私が離席した際に記者からの取材を受けたことも、まことに不適切でありました。改めて心よりおわびを申し上げますとともに、今後の国会の御審議におきましては、より一層、誠実に対応させていただきます。

○松島委員長 この際、お諮りいたします。各件調査のため、本日、政府参考人として内閣法制局第二部長木村陽一さん、人事院事務総局給与局長佐々木雅之さん、警察庁長官官房審議官小柳誠二さん、法務省刑事局長川原隆司さん及び厚生労働省大臣官房審議官吉水永和さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松島委員長 次に、お諮りいたします。本日、最高裁判所事務総局人事局長堀田眞哉さ

んから出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。葉梨康弘さん。

○葉梨委員 自民党・無所属の会の葉梨康弘です。

今、大臣から説明を聞きました。私も幾つか質問させていただきたいと思っております。

まず、所管事項について大臣が個人的見解を述べること自体、全てが必ずしも否定されるものではないというふうに通じます。例えば、養育費の不払いへの対策強化、児童虐待への対策等々、大臣の政治家としての個人的信条が政策に生かされているということ自体は結構なことだと思っております。ただ、今回ですが、従来の行政の事実認定を確認しないで個人的な評価を公の場で答弁されるというのは、やはりいかがなものかなと思います。

そこで、委員会における大臣答弁というのは極めて重いものです。今回、大臣が答弁を撤回し、謝罪ということになりました。どういった点が問題となり、撤回されたかと御認識されているのでしょうか。

○森国務大臣 従来からの事実認定を精査せず、檢察の活動について、かつての個人的な評価を国会の場で答弁をしたことは、檢察を所管する法務大臣としてやはり問題であると考えました。今回、撤回の上、謝罪させていただきました。

○葉梨委員 実は私も、ちょっと不勉強でございました。山尾さんの質疑があるまでは、三月の九日の参議院予算委員会での森大臣の発言、私、知

○川内委員 国会で聞いていることに関して、行政裁量などというわけのわからない言葉で答弁を拒否されるのであれば、これ以上、委員会の審議は続けられないということで、この場を退席しなければならなくなります。

委員長、委員長の議事整理として、これは民主主義の重大な発言をされたんですよ、今、行政裁量で答えたくないものは答えないということは今後許してしまおうということになりますよ、国会の議論においてそれは、民主主義の原理原則を踏み外すことになりませんか。こんなことを許すことはできませんよ。それはだめだ。絶対これは許せない。私はふだん穏やかに質疑をするタイプだが、これは絶対許せません。行政の裁量で答えない。公務員が仕事で官邸に行っているんですよ。誰と会ったんですか、誰と会合したんですか、誰と打合せをしたんですか。打合せをした相手は答えられない、それは行政の裁量だなどというものは絶対に許せません。委員長から御指示ください、答えないと。

○松島委員長 川内委員が、法律に基づくのかどうかを答えてほしいとおっしゃいました。そして、野党の理事からも、それについてきちっと答えていない、そういう御指摘がありましたので、私は大臣に答弁をお願いしました。そして、その法的根拠の有無という川内委員の質問に対しては、答弁をきちっとしたと思っております。

○川内委員 法的根拠って、行政の裁量ですというの法的根拠ですか。ちょっと山尾先生、助けてくださいよ。こんなのを許すんですか。法的根拠を答えてくれというのが、行政の裁量ですというの法的根拠なんですか。

○松島委員長 川内さんの質問に対しては答えたと思います。

○川内委員 じゃ、行政裁量で答えないというのは法的根拠のある御答弁なんですか。

○森国務大臣 さまざまな行政法の法体系のもとで行政機関として行政行為をしております中で行政裁量の問題でございます。

○松島委員長 川内委員、いかがでしょうか。質問に対しては答弁を。

質疑の持ち時間が終了いたしました。速記を停止した十分を考慮し、当初よりずらしまして、十時二十一分、質疑持ち時間が終了いたしました。次に、藤野保史さん。

その席、質問席からお願いいたします。藤野保史さんの質問時間に入っております。(川内委員「最後、一言言わせてくださいよ」と呼ぶ)川内さん、一言だけ。質疑時間は終わっていますから。

○川内委員 内閣人事局がこの勤務延長の変更解釈にかかわっていたということが明らかになって、事務次官が官邸を訪れていた。誰と会ったんですか。言わない。行政裁量だ。そんなことを言っているようでは、やはり法務大臣、やめるべきですよということだけ言わせていただきます。終わります。

○松島委員長 発言は終了いたしました。

藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

森大臣は、昨日の会見、そしてきょうの委員会冒頭で、この間の一連の答弁について一定の謝罪と撤回を行いました。しかし、この問題の重大性に鑑みれば、謝罪と撤回では到底済まない。きょうも、先ほどの川内委員の質問のときに、内閣人事局と一月二十三日に協議していたという新しい事実も出てまいりました。

本当に、この間の事態、私も予算委員をやらせていただいております、ずっとこの問題、質疑を聞いてまいりましたけれども、森大臣が法務大臣という重責を担う資格があるのか、ますます厳しく問われていると思います。

私は、国会への答弁のあり方という問題と、そしてその答弁の自身、ちょっと分けてお聞きしたいと思うんですね。どうやら答弁の自身については一定の謝罪と撤回をされたようですが、そもそも、国会に対して答弁が余りにもくるくる変わる

変わっているわけですね。

三月十一日の当委員会で山尾議員が、最初に逃げたこと、理由なく釈放したというこの大臣の発言を明示して、まず、これは事実かということを開き、第二に、今回の解釈変更に関係あるのか、二点聞きたい、まず一点目はどうかというふう

に、明確に事実のことを質問された、区分けして質問されたのに対して、事実でございますと断言されたわけですね。そして、第二点に入りまして、その後すく。

ところが、その後、その部分については当時の個人的見解でございますと修正されたわけですね。さらに、午後の参議院予算委員会では、一番初めに山尾議員にした、事実でございますという答弁は、三月九日の参議院予算委員会ですういう答弁をしたことを指すのだという趣旨の答弁、言いかえしました。

大臣、お聞きしますが、こういう国会への大臣の答弁のあり方そのものについては今回何もおっしゃっていないように思いますが、どのようにお考えなんでしょうか。

〔委員長退席、越智委員長代理着席〕

○森国務大臣 まず、令和二年三月十一日の衆議院法務委員会において、山尾委員からの御質問に対し、私が事実ですと御答弁したのは、参議院予算委員会での御指摘の答弁をしたのが事実ですという趣旨で申し上げたものでございますが、誤解を招きかねない表現であったと思うので、おわびを申し上げます。

○藤野委員 私が聞いたのは、答弁がくるくる変わっていることなんです。このことそのものについて、今、どういってお考えなんでしょうか。何もおっしゃらないんですか。

○森国務大臣 答弁を一貫してしておると思えますが、誤解を招きかねない表現があったところについてはおわびを申し上げます。

○藤野委員 いや、今私が紹介したのは、全部同じ日なんです。同じ日なのに、答弁が二転三転しているわけですね。最後は内容について謝罪、撤回されたようなことをおっしゃっていますけれども、これについては後でお聞きします。

いかにせん、この問題は、本当に、大臣が今答弁されていることそのものも、一体本当に確定しているのかどうかかわからないわけですね。

中身についてお聞きしますけれども、大臣は、個人的見解、法務省に確認した事実と異なる事実を発言しましたということ記者会見で述べていらつしやいます。

前提として、法務省に確認したいんですが、森大臣は検察官が最初に逃げたと言うんですけれども、当時、二〇一一年三月十五日以降何があったのか、法務省としての事実認識を答弁してください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

東日本大震災により、福島地方検察庁いわき支部管内におきましても甚大な被害が生じ、ライフラインも途絶するなどの状況となっております。そのため、支部庁舎に係る関係人を呼び出して取調べを行うことが困難であり、大きな支障が生じておりました。

さらに、福島地方裁判所から執務場所を変更したい旨の申出がございましたので、福島地方検察庁いわき支部の執務場所を一時的に郡山支部に変更したものと承知しております。

また、福島地方検察庁管内の被疑者等の釈放につきましましては、検察官が個々の事案を慎重に判断し、終局処分が可能な者については起訴等の処分を行い、身柄拘束を継続する必要があると判断した者について釈放の手続を行ったものと承知しております。

〔越智委員長代理退席、委員長着席〕

○藤野委員 今事実が述べられましたけれども、まず、最初に逃げたという部分については、地裁いわき支部の郡山への移転に伴い、地検のいわき支部も郡山に移転した、あくまで、いわゆる執務場所の一時的な変更であって、検察官が住居を変えたとか、あるいは検察官が県外に逃げたとかい

うのは全くの事実無根であるということでありま
す。

後者の、理由なく釈放という点についても、終
局処分が可能な者については法の手続にのっと
てやられたということですが、これはどういう法
律に基づいてやられたんでしょうか。何条に基づ
いているんですか、刑訴法の。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

刑事訴訟法二百八条におきまして、勾留を請求
した日から十日以内に公訴を提起しないときは、
検察官は直ちに被疑者を釈放しなければならぬ
ということでございます。捜査、勾留中の被疑
者につきまして、その勾留期間内に公訴を提起し
なければ、検察官はその身柄を釈放するとなつ
ておりますので、それに基づいて釈放しているも
でございます。

○藤野委員 今答弁があったように、刑訴法二百
八条なんですね。

私も、確かに、当時の検察の行動が全て、一〇
〇%正しかったとは申し上げておりません。実
際、当時の江田五月法務大臣、先ほど大臣も引か
れましたけれども、全体として、例えば、関係機
関との協議が十分でなかったこともあるか、あ
るいは地域の皆さんに不安を与えたことも事実で
ございまして、全体状況としては、これは申しわ
けなく思っていると言わざるを得ませんというふ
うに、二〇一一年六月十六日の答弁もございま
す。確かにそういう面はあったと思うんですね。
しかし、私は、刑訴法二百八条、ここで、直ち
に被疑者を釈放しなければならぬと規定してい
ることの意味は決して軽くないと思うんですね。
なぜ、直ちになのか。それはやはり、逮捕とい
うのは身体を拘束するわけですね、行動の自由を
奪うという、人権制約が非常に著しい措置であり
ます。他方、まだ被疑者段階なんです。被疑者と
いうのは、単なる取調べの客体ではなくて、防衛
の主体でもあるというのが刑訴法上の考え方であ
ります。ですから、必要のない身体拘束はできる
だけ認めるべきではない、これが貫かれているわ

けですね。

更に言えば、この刑訴法二百八条の背景には憲
法があると思います。憲法における身体拘束の規
定、いろいろありますが、三十四条には何と書い
てあるか。「何人も、理由を直ちに告げられ、且
つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられな
ければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当
な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、
その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席す
る公開の法廷で示されなければならない。」と憲法
三十四条に規定しております。

つまり、この三十四条だけで、直ちにといい
葉が三回出てくるわけですね。それほど、最高法
規である憲法は、身体拘束ということについて
厳しい制限を課しているわけです。憲法三十四
条に三回も直ちにと書いてあることが、まさにこの
刑訴法二百八条にも、直ちに釈放しなければなら
ないと、十日以内に、勾留請求できない場合は。
だから、この当時、いろいろ事情はあったと思
いますが、この二百八条に基づいて行われたとい
うことの意味そのものは、私は重いものがある
と。これを、理由なく釈放したなどと言うのは、
本当に事実無根だと言わざるを得ないと思いま
す。

そして、大臣は、ちょっと確認したいんです
が、先ほど来、法務省が確認した事実と異なる事
実を述べたとおっしゃっているんですね。それは
まことに不適切であり撤回したとおっしゃって
おります。撤回したとおっしゃるんですが、何を撤
回したのか。要するに、個人的見解なるもの、大
臣が個人的見解としてお持ちの、その見解そのも
のをもうとっていかないということなのか、個人的
見解は今も変わらないんだけれども法務省の見解
と違うからその部分は撤回した、こういうことな
んですか。どっちなんですか。

○森国務大臣 私が撤回いたしましたのは、三月
九日の参議院予算委員会における、東日本大震災
発生当時の福島地検いわき支部の検察官の活動に
関する答弁についてでございます。

○藤野委員 ということは、もうそれは、法務省
の確認した事実が大臣の個人的見解と違うわけ
ですから、大臣の個人的見解そのものを撤回した
ということですか。

○森国務大臣 私が大臣としての答弁の場で個人
的見解、個人的評価を申し述べたことはまことに
不適切だというふうに思っておりますので、個人
的見解については、この場では申し上げることは
いたしません。

○藤野委員 ということは、個人的見解は今も、
今も最初に逃げた、今も理由なく釈放した、こう
思っているということですか。

○森国務大臣 大臣として個人的評価を申し上げ
ることは差し控えたいと思います。

○藤野委員 要するに、謝罪、撤回したとお
っしゃいますけれども、全くしていないと私は感じ
ました。

森大臣はこの間五回質問されたとおっしゃいま
したが、私は当時の議事録も読ませていただきま
した。先ほど刑事局がおっしゃったこととほとん
ど同じようなことを大臣もおっしゃっているん
ですよ。ですから、五回も質問されたのならそうい
う事実がわかっていたはずなのに、大臣になつて
もおっしゃっている。今も、聞いても、その個人
的見解は撤回したとおっしゃらないというわけ
ですね。

こういう方が法務大臣をやるといことは、私
は大変恐ろしいなというふうに思うんですね。法
務省が確認した事実と耳をかさない。大臣という
職にありながらも、その法務省が確認した事実と
異なる事実というものを繰り返された。

大臣、検察というものは唯一の公訴提起機関なん
です。公訴するかしないかを決められる唯一の機
関。時には総理大臣も逮捕、起訴する、そういう
機関であります。非常に重い責任と非常に重い職
責を負っているわけです。事実認定はその根幹な
わけですね。

そして、検察庁法の十四条では、法務大臣には
検事総長への指揮権という極めて重い権限まで与

えられているわけです。その法務大臣が、法務省
が確認した事実と異なる事実と長年にわたって固
執して、今も固執している、法務大臣になつて以
降も事実と異なる発言を繰り返している、その見
解について撤回を明言しない。こういう人が法務
大臣の職にとどまる。本当に、私は恐ろしいと思
うんですね。到底、謝罪と撤回で済むような話で
はないと言わざるを得ないと思います。

そもそも、大臣、何で福島の話をする必要が
あったのか。

大臣は、九日の小西参議院議員の質問に対し
てお答えになった、福島にお触れになったわけだ
が、十一日の当委員会の質疑で、山尾議員から
の、これは本当に今回の解釈変更に関係してい
るんですかという質問に対して、こうお答えにな
っています。今回、解釈変更をして、勤務延長する
場合に、人事院が示した規則の中に三つの例がご
ざいますけれども、離島などにいる場合というの
が一つの例として定められていると思います、こ
う答弁されているんですね。

私は人事院規則一―八の第七条について二月
二十日の予算委員会でも聞きましたが、確かに三
つあるんですね、一号、二号、三号。一号は「職
務が高度の専門的知識、熟達した技能又は豊富
な経験を必要とするものであるため、後任を容易
に得ることができないとき。」二号が、これは離島
のことだと思いますが、「勤務環境その他の勤務
条件に特殊性があるため、その職員の退職により
生ずる欠員を容易に補充することができず、業務
の遂行に重大な障害が生ずるとき。」そして三号が
「業務の性質上、その職員の退職による担当者の
交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ず
るとき。」こうあるんですね。確かに三つの例で
す。

大臣にお聞きしますけれども、確認しますけれ
ども、離島などにいる場合というのは、この二号
についてですね。

○森国務大臣 もう撤回した答弁でございますけ
れども、その撤回した答弁は、勤務延長すること

が公務遂行上必要になることがあり得る場面について、東日本大震災のような大規模災害を例示的に述べたものにすぎませんが、これはもう答弁としては撤回をいたしました。(藤野委員「二号でですね。委員長、答えていません」と呼ぶ)

○松島委員長 質問者は三つの例のうち何号に当たるとかという質問ですので、それに少し簡潔にお答えください。

○森国務大臣 失礼いたしました。

○藤野委員 大臣は、二月二十日の予算委員会での私の質問に対して、今回の解釈変更において、黒川氏に適用したのは人事院規則の何号ですかと私が質問しましたら、三号ですと答弁されているんですね。十一日の当委員会でも、大西委員に同様の答弁をされております。

三号は、先ほど言ったように、業務上の性質なんでしょう。二号は、今言ったように、勤務環境なんです。全く両者は異なりますし、今回の解釈変更に関するは三号なんです。

大臣にお聞きしますが、何で二号ではなくて、二号に關係する福島のことを答弁されたんですか。

○森国務大臣 まず、一般的な勤務延長の解釈変更と個別の人事は別の事柄でございます。

まず、一般的な勤務延長の解釈変更については、さまざまな事柄を考慮して勤務延長に至りました。それは、一号とか二号とか三号の、その具体的に固定したのではなく、さまざまなことを検討して解釈変更に至りました。また、それと個別の人事については別の当てはめてございます。

○藤野委員 いや、全くよくわかりません。

私が聞いたのは、今回の解釈変更に関係あるんですかという山尾議員の質問に対して、福島の場合を出されたんです。これは二回目なんです、一回目じゃないんです。ですから、何で二号なのかと、三号を適用しているのに。答えになっていないわけですよ。何で答えになっていない答弁をさ

れたんですかという質問なんです。

○森国務大臣 私は、どのような社会情勢の変化があつて勤務延長が必要になったのでしょうかなどの問いに対して、例えばということ例を述べたものでございます。それは、個別の人事の当てはめとは違います。

○藤野委員 全く違う。

その答えは、小西委員がどういう状況の変化があつたんですかと言うときに答えるのならわかりますよ。私が聞いたのは、山尾議員の今回の解釈変更に関係があるんですかという二点目の質問、ここに対して、大臣が二号で答えられたことなんです。

今回の解釈変更は三号なんです、大臣自身がお答えになったように。何で違うんですかということとを聞いているんです。關係ないですよ。

○松島委員長 ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○松島委員長 速記を起こしてください。

○森国務大臣 委員の御指摘の山尾委員の御質問というのが令和二年三月十一日の御質問のことかというふうに思いますけれども、ここで山尾委員が、これは事実なんですかということ、これは本当に今回の解釈変更に関係しているんですかということ、この二点を聞きたいと思つたというふうにおつしやいました。まず一点目、いかがですかということに対して、はい、事実でございますと答えました。そしてその後、二点目についてということ、自然災害のことについて述べております。

これは、解釈変更、勤務延長という法律の解釈変更について述べたものでございまして、個別の人事のことを答弁しているものではございません。

○藤野委員 要するに、答えないんですね。勝手に質問をねじ曲げて、自分の答えたいことを答える。

今回の解釈変更に関係しているんですかと聞いて

たら、今回の解釈変更というのは三号にかかわることなんです。私のときにはそう答へられていたから。もういいです。

要するに、こういう答弁の仕方も含めて、本大臣としての資質が問われると思うんですね。もう一点聞きたいと思つた。

先ほど葉梨委員からもありましたが、参議院予算委員会の質疑中に、その議場でマスコミの取材を受けたと報じられている。普通、国会で取材するようなプロの政治記者の皆さんは、予算委員会がやられていて、そのまさに中心の大臣が中座されたとしても、それはトイレとかそういうことであつて、そこで下がりするなんていうことはあり得ないんです。極めて異常なことが起きた。不自然なんです。報道で、秘書官がその後今のは使われないようにと言つたというのを報じられていますが、それぐらい異常なことなんです。だから、これはよくわからない。

大臣、お聞きしますが、マスコミから取材があつたんですか。それとも、大臣からマスコミに発言をされたのか。どっちが先だつたんでしょうか。

○森国務大臣 私が離席中に記者から質問を受けた答へてしまったことについては、まことに適切な行動でございました。深くおわびを申し上げます。

○藤野委員 これは極めて不自然だと思つた。これについては今後も引き続き調査したいと思つた。午前中の衆議院当委員会で行つた答弁が大問題になつて、急速、午後の参議院予算委員会に大臣が出席することになつた、まさにその審議中ですよ。

では、仮にマスコミから受けたとして、不適切というのは、大臣おつしやいましたが、どういふ点が不適切だという御認識なんでしょうか。

○森国務大臣 予算委員会の審議中に記者の質問に答へたことがまことに不適切だというふうに承知をしております。申しわけございませんでし

た。

○藤野委員 要するに、三権分立ということが本当におわかりになつていっているのかな。みずからの発言で、議員の質問を追加する、変更する、質問できなくなつた方もいらつしやるんですね。そういう事態を引き起こして、何が不適切なのかはつきり言わない。本心に許せないというふうに思つた。

ちょっと、この点でお聞きしたいのは、先ほど出ましたけれども、総理から嚴重注意を受けたとおつしやるんですが、先ほどの川内委員に対する答弁では、とても嚴重とは思えないんですね。でも、要するに何を注意されたんですか。ポイントで結構ですので、お答えください。

○森国務大臣 総理から嚴重注意を受けた内容につきましても、まず、法務大臣として、検察庁を所管する法務大臣としての、法務省としての確認した事実を確認せずに、個人的見解を答弁してしまつたことについて嚴重に注意を受けました。そして、国会での御質問に対しては真摯に対応するようにという御注意を受けました。

○藤野委員 それでは、一体何が問題で、要するに、先ほどの質問とも絡むんですけれども、安倍政権としては、一体今回何が問題になつていのか、どういう認識。どういう性格の問題、議会と行政のあり方なのか、大臣の答弁のやり方なのか、あるいは答弁の中身なのか、それが及ぼした問題なのか、何を安倍政権としては問題にしているか、というふうには受けとめたいと思つた。

○森国務大臣 総理からは、法務省として確認した事実と異なる個人的評価を答弁してしまつたことについて嚴重に注意を受けました。今後の国会の御審議におきまして、御質問に対してはより一層誠実に対応するようにというふうには御注意を受けました。

○藤野委員 やはりよくわからないんですね。私は、森大臣の一連の答弁やぶら下がり等の対応も、これは法務大臣としては到底許されないと

思います。同時に、何で法務大臣がこういう対応に陥ってしまったのか。これはやはり安倍総理が、安倍政権が黒川検事長の定年延長という極めて無理筋の閣議決定を行ったからなんですよ。その総理が森大臣を嚴重注意する。まさにブラックジョークのような話だと私は思います。

やはり謝罪、撤回すべきは安倍総理であつて、撤回すべきは安倍政権が行った閣議決定そのものだと思います。このことも厳しく指摘しておきたいと思います。

その上で、定年延長そのものをめぐっても、今の、事実をねじ曲げたり、いろいろしていくというのは繰り返されているんですね。配付資料の一を「ごらんくださいたいんですけれども、これは法務省が三月五日の法務委員會議事懇談会に提出してきた文書であります。全部つけているので申しわけないんですけど。」

実はこれは、当初は野党からの資料請求だったんですが、理事懇での議論の結果、与党の皆様が御了解も得て、法務委員會議事懇談会として正式に文書で対応を法務省に求め、それに対して法務省が文書として回答してきたものです。非常に重みのあるものだとは私に受けとめております。

この四枚目を見ていただきますと、上の丸というのは理事懇側からの要求なんです。解釈変更を是とする法務省としての今般の意思決定に至る過程及び結果を跡づけ又は検証できる文書の提出、これを求めました。それに対して、回答として、法務省から、今般の解釈に関する意思決定過程等を明らかにする文書として、三つの文書が提出されました。

そのうち、きょうは、主に「検察官の勤務延長について(二〇〇一六メモ)」、これは資料の八枚目になるんですが、これを見ていただきたいと思ふんですね。ここにこういう記述があります。

検察官の定年に関する規定については、昭和六十年の国公法改正により一般の国家公務員に関する定年制度が導入される以前に存在していたことから、定年年齢に差異がある点については、職務

と責任の特殊性に由来するといふほかはないが(伊藤栄樹「新版検察庁法逐条解説」、検察官の定年制度そのものの趣旨としては、検察庁法のいわば前身である裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)の審議においても、後進のために進路を開いて新進の者をしてその地位を進め、もって司法事務の改善を図るといふことのため(第四十四回帝国議會公衆議院)、適正な新陳代謝の促進等により能率的な公務の運営を図るといふ国公法の定年制度の趣旨と差異はないと考えられる、こういう記述なんです。

つまり、戦前の裁判所構成法と今の国公法は趣旨が同じなんだから、国公法で検察官に定年延長を認めてもいいよ、こういう論立てになつております。これは本当にそうなのか。

せっかく法務省が第四十四回帝国議會というものを示していただいたので、私は読んでみました。配付資料の二を見ていただきたいと思うんですが、これは、一九二一年、大正十年になりますけれども、二月七日、貴族院本會議の質疑であります。仲小路廉議員の質問で、ちなみにこの方は検事なんです。こうおっしゃっています。

是二付マシテ私共ノ疑ヲ懐キマス点ハ、第一ニ判事ニ対シテ之ニ一定ノ年限ヲ定メテ、其年限ニ到達スレバ其職ヨリ之ヲ退カシムルト云フコトガ、是ガ憲法ニ抵触ハシナイノデアアルカ、此憲法ノ精神ニ違フヤウナコトハナイカ、是ガ第一ノ疑デアリマス、ト申スハ憲法五十八條これは大日本帝國憲法ですけれども、

憲法五十八條ニ於テ、「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ外其職ヲ免セラル、コトナシ」スアル、然ニ今度ノ規定ニ依レバ裁判官ガ或一定ノ年限ニ達スルト其職ヲ退カシムル、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアアルカラ、スレバ今度ノ規定ハ憲法五十八條ノ規定ト抵触ハシナイカ、是ハ私ノミナラズ同僚各員ニ於テ多ク懐カレ疑問デアリマス、こういう質問なんです。

つまり、四十四回帝国議會では、裁判所構成法に定年制度、定年延長制度を導入することが、当時の大日本帝國憲法五十八條、司法の独立を害するのではないかとということが大問題になつたんですね。

この質問に対して答弁をしたのが原敬総理大臣、史上初の政党内閣を率いた総理大臣であります。

二ページ飛ばして、二百四十一ページの下段の方を見ていただきたいんですが、原総理はこう答弁しております。

今日提案イタシテ居ルヤウナルコトハ、左様ナル種々ノ弊害ヲ予期シテ、是ハ不当ナル案ナリト断定スルベキモノデハナカラウト考ヘル、ナゼト申スノニ、憲法ニ於テ裁判官ノ位置ヲ保障セラレタルノモ、裁判所構成法ニ於テ之ヲ保障シテ居ルノモ、要スルニ行政官ノ意思ナドニ依テ、勝手次第ニ裁判官ノ位置ヲ動かシテハ相成ラヌト云フ精神ヨリ、保障シテアルノデアリマス、ちよつと飛びますが、

行政官ノ意思ニ依テ動かカスコトガ宜シクナイト云フガ為ニ、憲法並ニ裁判所構成法ノ規定アリタリト解釈イタスノガ適當ナリトシマスレバ、今回提出ノモノハ行政官ノ意思ニ依テ動かクノデアリマセズ、

つまり、大臣、第四十四回帝国議會では、行政官の意思によつて司法への介入に道を開くのではないかと、裁判所構成法はそれに道を開くのではないかという懸念が示されて、当時の総理大臣始め、ほかの議事録にも、大臣とか役人が繰り返して繰り返してこれを否定しているんです。(発言する者あり)いや、これはきょう、時間の関係で、やるんですが、後でそれは、じゃ、言いましよう。要するに、行政官の意思で勝手次第に裁判官の位置を動かしては相ならぬ精神、これこそが裁判所構成法の根本的な趣旨なんです。提案者の内閣トップである総理の答弁から明らかであります。

これを今になつて、事もあろうに、その行政官である法務省が行う解釈変更の根拠にするなど、大臣、これは許されないうんじゃありませんか。

○松島委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○松島委員長 速記を起こしてください。
川原刑事局長。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘のペーパーは私も刑事局の内部の検討の際に用いたペーパーでございますので、私の方から御答弁させていただきますが、今委員が御指摘になった部分は、定年制度の趣旨が裁判所構成法と同じであるということに記載しているだけのごさいます。勤務延長の解釈変更の根拠となるものとしてこれを指摘しているものではございません。

○藤野委員 いやいや。法務委員会の理事会に正式に皆さんが何と言つて出してきたか。今般の解釈に関する意思決定過程等を明らかにする文書として出されてきたんです。

三つ出されてきています。この三つの文書に、定年制度の趣旨というのが何回も出てくるんですね。定年制度の趣旨の範囲内であればいいとか、定年制度の趣旨に合致するから今回やるんだ、そういう論立てなんです。

この三つの文書のうち、では、その定年制度の趣旨の根本は何ですかというのを書いているのは、ここしかないんです。この四十四回帝国議會というもののしかないんです。文言まで出されている。

実際、確かに、定年制度の文言はありますけれども、実際に議論されたのは、それをやつてしまつたらまさに司法の独立を侵すじゃないですか、こういう話なんです。それがまさに趣旨になつていくわけですね。

重ねて大臣にお聞きしますけれども、同じ資料の二百三十九ページの上段に、仲小路廉さん、こう聞いているんです。
唯今政府、唯今ノ司法大臣ニハ決シテ左様ナコ

トハアルマイト私ハ思フ、若シモ他日甚ダ不当ナコトヲ為ス政府、甚ダ不条理ナコトヲスルヤウナ司法大臣ノ在職ノ時ニハ、ドンナ法律ノ制度ヲ立テラレルカモ知レナイ、如何ナル悪法モ法ハ法デアルト云フ名ノ下ニ、遂ニ憲法ノ精神ヲ蹂躪シテ仕舞ツテ、行政権ガ全ク司法権ヲ併合シ終ルヤウナ結果ガ出来テハナラヌノデアアル、

これに対して、原総理は何と答えているか。

斯様ナル法律上規定ヲ設ケマシタナラバ、後ニハ乱暴ナル政治家ガアツテ、国民ノ信頼スル所ノ裁判官ノ位置ヲ動揺セシムルガ如キ、無法律案ヲ提出イタサナイトモ限ラヌ、斯ウ云フ御心配モアリ其他色々列挙セラレマシタガ、是ハ成程サウ心配イタセバ私共モ心配セザルニアラズデアリマス、併シ左様ナル乱暴ナル人ガアリマシテ法案ヲ提出シタ場合ニ、両院ガ之ニ協賛ヲ致スラウトハ常識上予期サレヌノデアリマス、然ル以上ニハサウ云フ人ガアリマシタ処ガ、サウ憲法ヲ無視スルヤウナ乱暴ナコトハ、恐ク其氣遣ヒハナイト常識上今日ハ考ヘテ置カ、ナケレバナラヌノデアリマス、

私は、これは百年前の議事録なんですけれども、百年前の議事録なのに、今の国会を見て書いたようなやりとりだというふうにして読みました。大臣、お聞きしますが、今度は大臣にお聞きします。

今大臣がやっていることは、百年前に原敬総理大臣が常識上あり得ないと言っていた、この常識上あり得ないというのは国会に法律を提出するということなんです。乱暴なる政治家が法律を国会に提出することは常識上予期されぬのだ、仮にそういうことがあっても、国会がそれを否定するだろう、こういうことなんです。ですから、法律の前提なんですけれども、大臣がやっているのはそれですらない。まさに、原総理が百年前に常識上あり得ないと言ったことをはるかに超える異常なことなんです。

三権分立というものを根底から覆すものだから、そういう認識はありますか。

森国務大臣 委員の御説明は裁判官の話であると思いますが、司法権の独立の確保のため、検察官の独立性も要請されるものと承知をしております。

他方で、検察官も行政官であり、一般職の国家公務員でございます。そして、勤務延長制度の趣旨は検察官にもひとしく及ぶというべきであることなどからすれば、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されはと解釈でき、何ら検察官の独立性を害するものはないと解しております。

藤野委員 戦前の裁判所構成法は、検事と判事で定年延長を明確に区別しているんですね、手続上、裁判所構成法七十四条の二のただし書きでは、判事については、三年間以内の定年延長をする場合は、大臣だけではなくて控訴院又は大審院の総会の決議が必要なんです。ところが、同じ法律の八十条の二では、検事については、そういう特別の、他の機関の総会決議は要らないんです。司法大臣だけでできるんですね。

つまり、戦前というのは、司法の独立という場合に、検事はそれに関係しないものとされて、一段低くされていたんです。ところが、現行憲法は、それを司法に準ずるものとして身分保障を強めたんですね。だから、よりその趣旨が当たるわけですよ。それを、今回まさにやろうとしている。

最高裁と法務省、両方確認しなくても、端的にお願いしたいんですが、裁判所構成法に基づく定年延長の事例というのはあったんですか。

川原政府参考人 お答え申し上げます。裁判所構成法に基づいて検事について定年延長を適用した例がわかる資料は見当たりませんが、お尋ねの点については承知していないところでございます。

堀田最高裁判所長官代理者 裁判所についてお答え申し上げます。

裁判所構成法に基づく判事の定年延長の適用例がわかる資料は見当たらないところでございます。

藤野委員 私もいろいろ探しましたが、要するに適用事例がないんですね。何でないのか。

それはやはり、これまで見てきたように、戦前の国会で大問題になったからなんです。裁判所構成法が司法権の独立を侵害するのではないかと追われるわけですから、これは結局適用されずに死文化を余儀なくされたというのが裁判所構成法の定年延長制度なんです。

大臣、死文化してしまつた制度を、今回、法務省自身が出してきた文書で、定年延長制度の趣旨だといつて根拠にしている、こんなことはあり得ないんじゃないですか。

森国務大臣 根拠にもしておりませんし、延長例がないかどうか資料がないのでわからない状況でございます。

藤野委員 いや、ちよつとそれはまたやりませんが、私がお聞きしたいのは、要するに、過去の国会審議があたかも法務省の見解を正当化するような文書なんです、法務委員会の理事懇に提出してきたのは、こういう根拠がありますよといつて、定年制度延長があたかも国会審議に基づいたような資料を国会に提出した。これは私は許せないと思うんです。

法務省自身が意思決定過程を明らかにする文書という位置づけで、与党を含めた理事懇の正式な懇談会に、こういうむちゃくちゃな、全く事実と異なる文書を出してきた。この責任を大臣はどのようにお感じになってますか。

松島委員長 質疑持ち時間が終了いたしましたので、簡潔にお願いします。

森国務大臣 御指摘の文書につきましては、これまでの議論の経過を示すものを提出いただきましたという御要請に基づいて、日付のあるものを提出したものでございます。

藤野委員 確かに求めに応じて、求めました、

そうしたらこれをを出されてきたわけですね。しかし、国会の求めに応じて出した文書で……

松島委員長 質疑持ち時間が終了いたしましたので、まとめてください。

藤野委員 終わります、終わりますが、国会の求めに応じて出した文書で国会を欺こうとする、こんなことをする大臣に大臣の資格は到底ない、このことを主張して、質問を終わります。

松島委員長 次に、串田誠一さん。

串田委員 日本維新の会の串田誠一です。きょうの委員会の質問でも、誤解を与えたということでありました。検察官が逃げた、あるいは理由なく釈放したという、これは大事な予算委員会での発言をされて、国民は大変びっくりしたという意味で、検察官への、公正というものに対する不安というものがあつたんでしようけれども、本質的な部分というのは、私は、国民が感じているのはそこじゃないと思うんですね。いろいろなメディアにも報じられていますが、奇々怪々な答弁。

これは、検察官の定年延長の理由は何ですかと予算委員会でも聞かれたときに、東日本大震災で検察官が逃げた、理由もなく釈放した。全然脈絡がわからないんです。ですから、訂正したところからは撤回した、この検察官が逃げたというのを、法務省が把握しているということも異なつたというところで撤回したということなんです。逃げたのが逃げたんじゃない、釈放、理由もないのが理由があつた、これが、この検察官定年延長の答えとして、これが撤回されたということなのか、全く答えをしないことにはしたということなのか、これはどちらなんです。

森国務大臣 御指摘の御答弁は、令和二年三月九日の参議院予算委員会において、小西委員から、そこからのような社会情勢の変化があつて、日本じゅうの検察官に勤務延長が必要になつたのでしようかということについて答弁をしておりますが、その中で、東日本大震災の福島県いわき市の検察の活動についての部分を撤